

議案第 3 号

白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「第4条第1項・第2項」を「第4条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第3号資料

○白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u>	(新設)
(6) <u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>	(新設)
(略)	(略)
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 市の執行機関は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市の執行機関は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 (略)	4 (略)
(略)	(略)
別表第2 (第4条第1項及び第2項関係)	別表第2 (第4条第1項・第2項関係)
(略)	(略)
(略)	(略)